

戸籍に記載できる振り仮名は一般の読み方として認められるものになります。

漢和辞典など一般の辞典に掲載されているものは広く認められ、それ以外でも文字の音訓又は字義との関連性を認めることができる読み方は振り仮名として届出いただけます。

●一般の読み方と認められる例

1. 部分音訓の例

音読み又は訓読みの一部を当てたもの（例）心愛(ココア)、桜良(サラ)

2. 熟字訓及びそれに準ずるものの例

漢字からなる単語に、熟字単位で訓読み(訓)を当てたもの

(例) 飛鳥(アスカ)、乙女(オトメ)、五月(サツキ)、常磐(トキワ)、日向(ヒナタ)、日和(ヒヨリ)、吹雪(フブキ)、紅葉(モミジ)、百合(ユリ)など

3. 置き字の例(下線部は置き字)

直接読まないもの（例）美空(ソラ)、彩夢(ユメ)

※一般の読み方と異なる場合は、フリガナを選定する根拠とした内容を届出に記載いただくほか、必要に応じて参考資料などを提出いただくことがございます。

●一般の読み方とは認められないもの

1. 漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方

(例)「高」を「ヒクシ」、「太郎」を「ジロウ」と読ませる。

2. 読み違い、書き違いかどうか判然としない読み方

(例)「太郎」を「ジロウ」または、「サブロウ」と読ませる。

3. 漢字の意味や読み方との関連性をおよそ又は全く認めることができない読み方

(例)「太郎」を「ジョージ」または、「マイケル」と読ませる。

4. 差別的、卑猥なものや、反社会的で明らかに名前としてふさわしくないもの。